

# 山口県職員ポータル広告掲載取扱業務仕様書

## 1 業務の名称

令和8年度山口県職員ポータル広告掲載取扱業務

## 2 業務の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## 3 業務の内容等

### (1) 業務の内容

山口県職員ポータルに掲載する有料広告枠を県から買い取り、広告主の募集、選定、広告原稿の県への提出等、広告掲載に関する一切の業務（Webページへのアップ作業を除く）を行う。

### (2) 遵守事項

山口県職員ポータル広告に関する広告主の募集、選定、広告原稿の作成及び県への提出等に当たっては、「山口県広告取扱要綱」、「山口県職員ポータル広告取扱要領」及び「山口県広告掲載基準」を遵守すること。

### (3) 掲載期間

1 広告枠の掲載期間は、1ヶ月（毎月1日から末日まで）を単位とし、複数月の掲載ができるものとする。

なお、広告の掲載期間終了後、更新することを妨げない。

### (4) 広告の掲載を開始する日

広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

### (5) 広告の掲載を終了する日

広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

### (6) 同一の広告主による複数枠の掲載

同一の広告主による広告を同一月の複数の広告枠を使って掲載することを妨げない。

### (7) 広告原稿の提出日

広告原稿は、原則として、掲載開始日の14日前までに山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課に提出し、承認を受けるものとする。

### (8) 広告原稿の提出方法

広告原稿の提出は、電子メールでの送信を原則とする。

### (9) 職員ポータルへの掲載及び削除

山口県職員ポータルへの掲載（表示）及び削除は、県が行うものとする。

なお、掲載（表示）するときは、原則として広告掲載開始日の午前零時に掲載するものとする。また、削除するときは、原則として広告掲載終了日の午後12時に行うものとする。（掲載、削除はシステムで行う。）

## (10) 契約金額の返還

ア 県は、当該業務の契約者の責めに帰すべき事由がなく、県が表示すべき広告を掲載しなかった期間が1か月当たり1日を超えるときは、掲載しなかった日数に応じて、契約金額について、日割り計算により算出した金額を返還するものとする。ただし、当該還付する金額については、利子を付さない。

イ 前記アにかかわらず、次のいずれかに掲げる事由により県が職員ポータルの運営を一時停止した場合は、契約金額の返還は行わない。ただし、一時停止の期間が1か月当たり3日を超える場合は、前項の規定に準じて契約金額の返還を行うものとする。

- (ア) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (イ) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- (ウ) 機器等の設置された建物の計画停電を行う場合
- (エ) その他公益上やむを得ない場合

## 4 広告を掲載するWebページの概要

### (1) 山口県職員ポータル

職員の休暇・旅費申請、グループウェア、全庁的な業務システムなど、職員が日々の業務を行うために必ず利用するページ。内部システムであるため、外部からの閲覧不可。

### (2) 職員ポータルが利用可能な人数

約12,000人（知事部局、各種委員会、教育庁、県立学校、警察事務）  
※月間アクセス数は計数していない。

## 5 広告の位置、規格等

### (1) 位置

山口県職員ポータルページの右側部分

### (2) 枠数

4枠

### (3) 規格

ア 大きさ 縦110ピクセル 横300ピクセル  
(縦440ピクセル／4枠 横300ピクセル)

イ 形式 JPEG又はGIF（アニメーション不可）

ウ データ容量 100キロバイト／枠程度、4枠合計400キロバイト以内

### (4) 広告の禁止表現

ア 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたるおそれがあるもの  
(例) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

イ 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(例) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）が強いもの等

ウ 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプ  
ルダウンメニュー等

エ その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

## 6 掲載ページの確認

県は、掲載又は削除した内容について、県ホームページ内にあるデジタル・ガバメン  
ト推進課のページに画像イメージを掲載するものとする。

## 7 契約金額の納入

契約金額は、上記2の業務の期間分（年度分）を令和8年4月30日までに納入する  
ものとする。